

「被扶養者異動届」に必要な添付書類一覧

〈加入〉 家族を扶養するとき ※状況により、追加書類の提出を求めることがあります

- ・○印は申請の際、該当する場合に必要な書類です。
- ・子どもを扶養に入れる場合は、被保険者の配偶者の前年分収入証明※5が必要です(年間収入の多い方で扶養していただくため)。ただし、配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は省略することができます。

続柄		添付書類	「被扶養者 現況届」	「収入に関 する証明」 ※1	「世帯全員 の住民票」 ※2	「戸籍謄本」	「学生証(写)」 または「在学 証明書(写)」	「仕送り誓約書」 および「仕送り確 認証明書類」 ※3
配偶者			○	○	○			
子ども (養子を含む)	高校生以上 全日制の学生						○	
	高校生以上 夜間・通信教育など	○	○	○			○	○ 別居の場合
	15才以上で 学生ではない方	○	○	○				○ 別居の場合
父母 (祖父母)	同居	○	○	○	○※4			
	別居	○	○	○	○			○
兄弟 姉妹・孫	同居	○	○	○	○※4			
	別居	○	○	○	○			○
義父母	同居	○	○	○	○※4			
	別居	被扶養者として加入できません						

*上記以外の3親等内の親族も、一定の条件を満たしている場合に限り被扶養者として認められます。

*被保険者と被扶養者となる方の姓が異なり、住民票で続柄が確認できない場合は「戸籍謄本」を添付してください。

*被扶養者認定条件を満たしていても健保組合の認定を受けなければ被扶養者とはみなされません。

※1 収入に関する証明書類

●収入がある場合 ※該当する全ての収入証明を提出してください	
・パート、アルバイトなどの勤労収入がある場合	下記のいずれか ・「労働条件通知書」等、契約内容から今後の年間収入の見込み額がわかるもの(写) ・「給与見込証明書」等、今後の年間収入の見込みを証明したもの ・「直近3ヵ月分の給与明細(写)」 ・「直近の源泉徴収票(写)」
・自営業	「直近の確定申告書(写)」
・年金を受給している場合	「直近の年金振込通知書(写)」、「直近の年金額改定通知書(写)」のいずれか
・雇用契約の変更等により収入が減収となった場合	1ヵ月の給与がわかる内容(通勤費含む)の「契約書(写)」
・雇用保険失業等給付金を受給している場合	「雇用保険受給資格者証」の基本日額の記載があるもの(写) ※基本手当日額が60歳未満の方は3,612円未満、60歳以上の方は5,000円未満であること
・傷病手当金・出産手当金・労災給付金等を受給している場合	支給日額が60歳未満の方は3,612円未満、60歳以上の方は5,000円未満であることがわかるもの(写)
・不動産収入・各種配当金	「確定申告書(写)」等、その収入額がわかるもの
・その他の収入	状況に応じた書類が必要です

●収入がない場合 *いずれか該当するものを提出してください

・無職、無収入の場合	「非課税(課税)証明書(写)」 ただし、1年以内に退職した場合は、「退職証明書(写)」、「離職票(写)」など退職日のわかるもの
・雇用保険失業等給付受給予定がある方	「雇用保険失業等給付金受給に関する誓約書」
・雇用保険失業等給付受給の延長をしている方	延長通知(写) 「雇用保険失業等給付金受給に関する誓約書」
・その他	状況に応じた書類が必要です

※2 住民票

世帯全員の記載があり、続柄を省略せず交付日から3ヵ月以内のもの(マイナンバーの記載がないもの)

別居の場合は、それぞれの世帯のもの

※住民基本台帳および住民票記載事項証明書は不可

住民票で続柄の確認ができない場合は「戸籍謄本」が必要となります

※3 仕送り確認証明書類

「仕送り誓約書」・・・HPよりダウンロードできます

「仕送り証明書類」・・・毎月の送金額がわかる、振込人・受取人氏名のある「金融機関の振込証明書(写)」※手渡し不可

※送金額等については、「仕送り誓約書」と一緒にダウンロードできる「仕送り誓約書の提出について」をご覧ください

※4 戸籍謄本

住民票で被保険者と被扶養者の続柄が確認できる場合は省略できます

認定理由に関する証明書

・認定理由が被保険者と婚姻の場合	「婚姻受理証明書(写)」もしくは婚姻日の確認できる「戸籍謄本」
・認定理由が退職の場合	「離職票」・「退職証明書」等で退職日が確認できるもの(写) 雇用保険失業等給付金を受給予定の場合は併せて「雇用保険失業等給付金受給に関する誓約書」
・認定理由が失業給付等の受給終了にともなう場合	雇用保険受給資格者証に支給終了の印字があるもの(写)
・認定理由が傷病手当金、出産手当金、労災給付金等の受給終了にともなう場合	支給終了のわかる書類(写)
・認定理由が廃業の場合	「廃業届(写)」
・認定理由が離婚による扶養変更の場合	「離婚受理証明書(写)」もしくは離婚日の確認できる「戸籍謄本」 被保険者と認定対象者の同居が確認できる世帯全員の住民票
・その他の理由	状況に応じた書類が必要です

※5 その他

・子どもを扶養に入れる場合	被保険者の配偶者の前年収入がわかる書類「源泉徴収票(写)」「課税・非課税証明(写)」「退職証明(写)」等。ただし、配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は省略できます
・被保険者と被扶養者の姓が異なる場合	被保険者と認定対象者との続柄が確認できる「戸籍謄本」 ただし、住民票で被保険者と被扶養者となる方の続柄が確認できる場合は省略できます
・その他	状況に応じた書類が必要です

〈削除〉 家族を扶養から外すとき

削除理由に関する証明書

・失業等給付等の受給開始にともなう場合	雇用保険受給資格者証に支給開始日の印字があるもの(写)
---------------------	-----------------------------